

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

水産

2

FEBRUARY
1993



特集

漁業被害解決の手引き(その1)
漁業被害補償の基本的事項

No.436

COLUMN

院内感染・耐性黄色ブドウ球菌

◆人間が叡智を絞って生きる努力をするのと同じように、細菌も生き延びようと必死である。細菌に対する抗生物質を作ると、それに耐える菌が生まれる。さらに強力な物質を開発すると、またスリ抜ける耐性菌が現れる。まるでイタチごっこである。人と細菌の果てしない戦いである。ペニシリンなどに代わるセフェム系抗生物質は、薬効が広いので利用が増え、この数年で売上げを三倍にした花形だ

が、耐性菌を作り易い欠点を持ち、最新のセフェム三世代にも耐性菌が現れたという。

◆メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)は病院内だけに発生し、院内感染によって増殖する。健康者は発症しないが、手術後の老人や新生児には命取りにもなる怖い球菌で特効薬がない。院内感染はイメージダウンになるため、病院側は実態を公表しないが、耐性菌の撲滅は極めて困難なのが実状だ。MRSAは抗生物質の過度な使用が生んだ異端児であり、病

院に住み込んだ厄病神である。

◆『薬漬け』と悪評の高い今の医療のあり方を、考え直す時が来ているのである。医療費に占める薬代はアメリカの十%に対し、日本は六十%に近いのだ。高価な薬を患者に与え、薬価差益により経営向上を図るといふ構図である。薬は副作用がつきものだ。使い方によって敵にも味方にもなる。安易な使用は避けるべきだ。高齢者の増加により医療にかかる期待は大きいものがある。医療制度の見直しの時期が来ているのである。

拓水

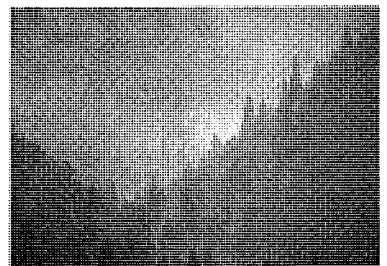
FEBRUARY

CONTENTS

ESSAY	1
漁協職員を考える	藤原 力
基金協会情報	
漁業者の豊かなくらしと幸せを願って	
特集	2
漁業被害解決の手引き(その1)	
漁業被害補償の基本的事項	
水試ノート	6
但馬海域で放流したヒラメの再捕状況について	
インフォメーション	8
第4回全国漁業協同組合大会	
碧い海を大切に、今こそ漁業・漁協の活性化を	
TOPICS	9
のりノリうおウオフェアを神戸ハーバーランドで開く	
漁海況情報	10
海区漁業調整だより	
平成5年度育英生を募集中	
栽培漁業センターです	11
普及員だより	
漁協婦人部海産物の産地直売に踏み出して	
旬の美味い話	12
わかめ御飯といかなご・つわぶきの佃煮	
兵庫JCC通信	
・健康・食料テーマにおにぎりセミナー開く	
・コープバッグを入れ方の工夫で長持ちさせる	
ズーム・この人に聞きました	
「絵の道10年」 堀江 浩治さん	
こちら海ですロケだより	
淡路七福神めぐり	

今月の表紙

フォトギャラリー



表紙撮影
綿貫敏彰さん
〈県漁連〉

フォト歳時記

「朝の杉木立／引原ダム」にて雪化粧をした山並が幾重にも連なる北播州と因幡の国境。杉木立が幽かに浮かびあがり幻想の世界を醸し出す。朝を迎えた山峡の村落。

モヤが薄れて、斜光の彩りに爽やかな目覚めである。思わず身震いする澄明な大気と太古のような静寂に包まれて大自然の確かな息づかいを聞く。

やがて、光と色が賑やかに朝を飾り高らかなファンファーレが響き渡ると忙しい一日が始まる。杉木立が思いつ切り背伸びをしたようだ。

表紙写真募集

アマチュアの方で、ご自慢の写真がございましたら、左のように明記して、お送り下さい。写真は必ずご返却いたします。①写真撮影場所②氏名(フリガナ)③郵便番号・住所④自宅電話番号(市外局番号も)⑤年齢・職業

送り先

千六五二 神戸市兵庫区中之島二丁目
二一 県立水産会館
兵庫県漁業協同組合連合会
指導部指導課「拓水」係宛

漁協職員を考える

兵庫県漁業信用基金協会

専務理事 藤原 力

協に勤務する職員がいないと言うことを聞くことがある。こういった発言は従来あまり聞かなかった議論でもあり又ゆとりがあったのかも知れない。現在の社会環境が反映しているものと考えられる。

若干古い資料ではあるが、昭和六十二年版水協組統計によると一年間の漁協職員の退職者は千二百名程度で採用数は約八百名、年々職員数が減少している。又最近では勤務年数の比較的長い中堅職員の退職するケースが多くなってきていると言われている。採用数が退職者数を下回っている現状をどう考えるか。経営合理化の面のみで片付けられる問題ではなく漁協職員への就職希望者が減少しているのではないだろうか。最近の報道でも赤字倒産ではなく労務倒産という活字が目につく時代である。

現在の若者は気質そのものが変化してきており一般企業もそれに合わせて会社案内、事業説明のPRをしている。退職者の平均年齢も若年層がやめていく傾向にあるばかりでなく、中堅職員がやめていくことが全国的にあるように、その対策として定年を延長する等でなんとか職員の足をとめている現状にあると言われている。

また、もう一つの問題は定休日の有無であろう。月一回の定休から二回、三回となり最近では週休体制の漁協が多くなってきているらしい。そうした職員も採用できなくなってきたと言われている。

昨年末、十数年ぶりに県下の主だった漁協を訪問する機会があり、当時と比較して漁協事務所の建物、水産物荷さばき所、漁港整備等当時の漁村風景とは大きな変化があり、又一般道路も整備され人工の景観が多くなったのが目についた。

漁協職員も長年勤務され、その漁協の参事クラスの方と交遊のあった人が一人や二人はおられたものであるが、それらの方は既に退職され第二の人生を送っておられ、次代の人がその職に精進されている。自分自身の年齢を考えさせられる今日此の頃である。

時折組合長から意見を拝聴するに漁

漁協の場合生産の場が昼夜に亘るこ

とから労働時間も不定期であり従って超過勤務など当り前になり止むを得ない事情はあっても、なんとかこの対応を考えないといけない時代が来ているように思われる。

社会全般が週休二日制当り前であるという観念になってきており近い将来そうした時代が来るのは間違いないであろう。若者も仕事と遊びを上手にバランスをとってやっている。昼間は仕事、夜と土日は遊びという具合で、それに合わせて生活環境も従属している時代である。

前述は全国的統計数字であり、職員数の減少自体は合理化、合併、その他色々の状況判断から悪いことではない。漁業後継者の問題も漁業者にとっても大きなやみみではある。何と云っても日の出から日没までに時間的に片づく漁業なんて殆ど皆無である。若者は漁業をやろうとすれば遊びを捨てざるを得ない。休日を見望むとなれば他の職業を選ぶことになる。

しかし漁業は歴史的背景からも地理的条件からも今後続くであろうし、また国民への動物たん白供給産業としても必要なのである。

従ってその地域の総合的振興を図る機関として漁協組も必要なのである。行政面から現在色々の事業の推進がなされているが、特に漁協の経営基盤強化対策事業が進められている。これを実行する労働力、優秀な人材が必要であろう。漁村の環境的な面もあると思われるが、五年先十年先を考え総合的判断を考える時代ではなからうか。

基金協会情報

漁業者の豊かなくらしと幸せを願って



新春早々から、皇太子さまと小和田雅子さんの婚約内定という明るいニュースが、連日報道され御祝福するところであり、又その相乗効果は計り知れないであろうと報じており期待するものであります。

さて、基金協会も前年度来、会員の理解と協力を得て制度資金の原則保証によりまして、事務量の増加と輻輳化により多忙を極めております。加えて平成五年度より、機械化導入を前提とした準備をしており、一千件余の案件を入力する作業をしており数少ない職員が残業をしながら日々の事務に取り組んでいます。

情報化時代と言われるように、関係機関なり会員の皆さんに迷惑のかららないよう、事務の迅速と情報の早期提供出来るよう務めております。夫々の立場の業務を全うしながら、系統組織の総力を挙げて、漁業者、組合員の豊かなくらしと幸せを願ってがんばっております。

特集

漁業被害補償の基本的事項



(著者)
弁護士 成田 健治氏

この手引きは、事故発生時における漁業関係者が適確で速やかな措置、特に初動体制について、現場で使える平易な解説書として、全国漁場環境保全対策協議会が昭和62年10月に発行したもの。

弁護士成田健治氏の指導のもと3回のシリーズで掲載する予定。

一、責任の原則

「故意または過失によって、他人の財産や身体や名誉(広く他人の権利)を侵害した者は、この侵害行為によって生じた損害を賠償する責任を負う」(民法第七百九条)

この、民法第七百九条が全ての漁業被害発生事故による補償請求権の法律的根拠になります。因みに、この民法第七百九条の責任原則は、漁業被害発生事故に限らず、大きくは、全国で行われている公害事件、交通事故の賠償請求事件等全ての前提になっており、日本の法律の条文中でも、最も多く適用例があるといつてよいものです。この条文にある「侵害行為」を法律用語でいいますと「不法行為」といい、漁業被害の補償請求権は、法律的には「不法行為による損害賠償請求権」ということになります。又、海上で貨物船とタンカーが衝突して油が流出し、この事故に全く関係のない第三者たる漁業者が、その流出油により漁業被害を受けた時は、侵害行為をなしたものは、右記の貨物船とタンカーの二者なので、このような場合を「共同不法行為」というのが法律的な把握になります。後にこの共同不法行為については、詳しく述べますが、第三者たる漁業者は、どちらの船主から、いくら補償をもらえるのかと

いった問題も生じてくることになります。漁業補償を獲得するには、上記の民法第七百九条に、該当する事件でなければならぬわけですが、これには次の3つの要件が必要になってきます。

- ①事故が船舶の故意又は過失によって発生したものであること(故意、過失)
- ②その事故により、漁業損害が発生したこと。(損害発生)
- ③損害が事故によるものであること。(因果関係)

従って、事故が全くの不可抗力であるとか(もっとも、よほどの事情がない限り不可抗力の主張が通ることはありません)

損害は発生したが、その事故による流出油によるものであるかどうか原因が不明であるような場合は、補償請求権は、発生しないこととなります。

④故意、過失

「故意」とは「わざと、意識して」という意味で、「過失」とは「不注意で、ミスで」という意味であることはいまでもありません。漁業損害が発生する事件では、この故意の問題はほとんど問題になっていませんが、故意との関連で注意すべき点が3つあります。

まず第一は、故意であろうと、過失であろうと、漁業被害額には全く差異がな

いことです。たとえば故意に廃油を投棄した場合であっても、漁業被害額は、操船ミスによる油流出事故の被害額と同一ということになります。(もっとも、刑事事件として故意の廃油投棄者が処罰されることは別問題です。)

第二は、故意の場合は、P・I保険ではカバーしないという点です。P・I保険というのは、一般の海上保険である船舶保険や積荷保険などと異なり、第三者たる漁業者の損害をカバーする保険をいいます。従って、通常の事故による漁業補償は全て、このP・I保険から支払われます。前述の不法行為論からいえば、第一次的に補償責任を負い、補償金を支払うのは、侵害者たる船主又は船長になるわけですが、現実には全てこのP・I保険からの支払いによるもので、従って、直接の交渉の相手はP・I保険側の弁護士或いはその鑑定人(サーベイヤ)となっている構造があり、P・I保険を抜きにして事件の早期解決は考えられない状態にあります。

第三に故意の問題として重要なのは、船主責任制限との関係です。船責法第三条、油濁損害賠償法第五条によれば、船舶所有者又は船長の故意により事故が発生した場合は、責任制限ができないと定められています。そもそも、責任制限の制度は、危険の極めて伴う海上運送企業の責任を上限を区切って軽減しようという発想の下に制度化されたものであり、わざと事故を起こした船主等までも、責任制限をしてその義務を軽減させる必要はないので、この規定は当然のことといえます。従って、この場合船主は、責任限度額にかかわらず、無限に全ての損害を賠償することになりますが、前述の通り、P・I保険もカバーしないことにな

りますので、事態はいっそう困難になると思われま

次に「過失」についてですが、改正前の船主責任制限法においては、船舶所有者自身の過失があった場合は責任制限ができない旨定められていたが、新法においては船長、船主とも責任制限がでない場合が統一され、

「損害の発生のおそれのあることを認識しながら自己の無謀な行為」の場合に限って責任制限をすることができないと改正されたので、一口にいえば単純な「過失」概念が放棄されたともいえるわけ

つまり「無謀性」が重要な概念になったといえます。(この無謀性の具体的内容については手引きの3でします。)

◎因果関係

因果関係とは、漁業被害の発生が、海難事故によるものであり、それ以外の原因はないという関係のことで、原因者が判明している事故の場合は、前例からいっても余り問題になったケースはありません。しかし、漁業補償請求権の前提としては、この因果関係の存在が絶対不可欠の要因となつてきますので注意すべき点です。例えば、事故は起こしたが、のり網に被害を与えた油は、自船の流出した油ではないとか、夜間航行中に定置網を損壊しても、自船には何のこん跡もないし、ショックもなかった等を船舶側が主張してきますと、正に論争の重点が、この因果関係の有無にかかわってくるわけ

です。従って、漁業者としては、船舶側が因果関係を否認してくるような油濁事故の場合には、漂着油を各ポイントで採取しておくとか、海上保安部へ働きかけて、船

船内の油を検体として採取しておく必要があり、又、漁船・漁網損壊事故のような場合は次回で説明する現認証を獲得しておくとか、漁船には常にカメラを常備して、後々の証拠のために、その撮影写真を保存しておくとかの措置が必要になってきます。カメラの常備などは、わざわざいいことではありませんが、前述の通り、因果関係を否認された時の効果を考えますと、無視することはできなくなります。次に、因果関係の点で、漁業者にとつて不利な点は、因果関係があるということとを、客観的に第三者に認めてもらう証拠をそろえる責任が漁業者側にあるという点です。(これを立証責任といえます。)

二、原因者不明事故の場合

前述の責任の原則からいえば、当然のことながら不法行為者(加害者、加害船)たる原因者が特定できず、不明の場合はいかに漁業損害が膨大な額になろうと填補されないのが法の原則です。

しかし、昭和五十年に「漁場油濁被害救済基金」が設定され、原因者不明の油濁事故による漁業損害に限り、同基金より救済されることになり、現在では漁業者にとって非常に有益な存在となっています。

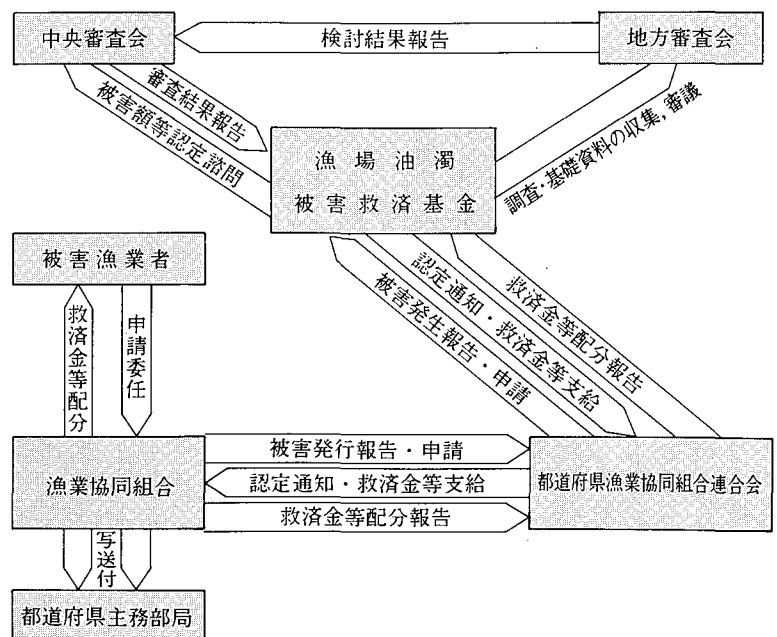
その仕組みを概述します。

基金の仕組み

漁場油濁の事故が発生した場合は、被害漁業者等は直ちにもの海上保安庁その他の関係行政機関に通報するととも

漁業被害解決の手引き

に、各機関と協力して漁業被害の発生又は拡大の防止と原因者の究明に努めます。漁場油濁の原因者が判明しない場合は、原則として事故発生後六十日以内に漁場油濁被害救済金の支給又は防除・清掃作業に要した費用の支弁について、漁業協同組合等が申請者となり各県漁連を通じて基金に申請します。



(注) 1. 本基金は、原因者不明の漁網損壊事件などについては対象になりません。
2. 本基金は、原因者不明による漁業本体損害に限らず、油の防除・清掃費用も救済の対象になります。

基金は、この申請額が適正なものであるかどうかを中央審査会に諮り審査します。被害の規模が大きい等の場合には前もって地方審査会を開き検討します。審査の結果に基づいて基金は、救済金又は防除費を各県漁連を通じ申請者へ交付します。

三、共同不法行為(船舶衝突等による油流出)

共同不法行為(民法第七百十九条に規定されています。)という、いかにも難解な感じがしますが、要するに加害者が一人ではなく、複数である場合の事件を総称するわけです。漁業者にとって、典型的な例は、船舶の衝突により、油が

一方或いは両方から流出し、それにより漁業被害が発生したというような場合です。このような場合、衝突の原因(つまり過失の割合のことです。)がA船が七割、B船が三割であったとしても漁業者側はA船に損害額の七割、B船に損害額の三割を請求するといふのではなく、A船B船いずれにも損害額全額(十割)を請求することができるのです。もっとも、最終的な回収額が二倍になるということではなく、あくまでも回収総額は十割止まりであることはいふまでもありません。従って、理論的にはA船、B船の過失の割合が九十九%対一%であったとしても、A船側に資力がなく、P・I保険にも加入していないような場合には、一%

の過失しないB船に対して、100%の損害賠償請求をすることができ、この民法第七百九十九条の規定は、被害者である漁業者にとって、極めて有利かつ実際的なものであるということができよう。

なお、当然のことながら、全ての船舶衝突事故の場合に、両船いずれにも全額請求できるということではなく、あくまでも「共同不法行為」が前提になりますので、例えば法規にのっとって停船中のA船に、見張り不十分のB船が追突したような場合については、A船には過失がないことになり、勿論A船に対して、漁業者側から賠償請求をすることはできません。

しかし、漁業者は船舶衝突には全く関係のない第三者ですので、A、B船のいずれに過失があるのか、或いはその割合はどの位なのかといったようなことは、当事者でないのだからわかりやうがないわけ、ここに船舶衝突事故における漁業者側の対応が微妙になってくる余地があるのです。

しかしながら、「共同不法行為」に関して、漁業損害は両船の過失割合にかかわらず（百分零は除く）、とり易い方から補償金をとるということを本項では注意すべきと考えます。

〔参考〕船舶衝突の過失割合（海難審判裁決例）

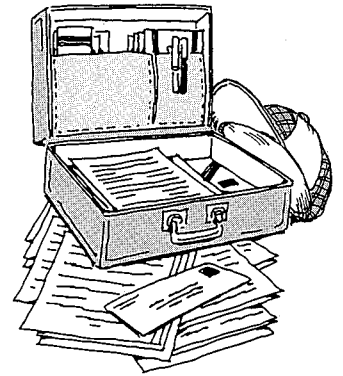
海難審判の裁決（裁判での判決に該当します。）にはおよそ4つの原因判断があると同分類されます。

a 「一方的過失の場合」

裁決主文例

「本件衝突は受審人○○○○の運航に関する職務上の過失に因って発生したものである。」

b 「一方的過失だが理由中に相手船



の注意義務違反も言及している場合

裁決主文は、上記aと同じですが、その理由中に「相手船の受審人○○○○においても見張りが不十分であったきらいがあるが……」と記載のあり付理由」と俗称します。

c 「主因、一因の場合」

裁決主文例

「本件衝突は受審人○○○○の運航に関する職務上の過失に因って発生したが、受審人××××の運航に関する職務上の過失もまたその一因をなすものである。」

d 「過失五分五分の場合」

「本件衝突は受審人○○○○及び受審人××××の運航に関する各職務上の過失に因って発生したものである。」

おおよそ、海難審判の原因判断は以上の4つであり、漁業者側によつては、c及びdの場合については、両船の過失があることは明らかでありますので、共同不法行為として、両船に対し、損害額全額の請求をすることができます。問題なのは、aとbの場合でいずれも一方的過失ではありますが、bの「きらい付」の場合は、主文で認定されていないことも、

理由中で過失について言及されているならば1割〜2割の過失があるものとして、この船舶の方に損害額の全額を請求できると考えるのが漁業者側の対応としてはよろしいでしょう。ただ、aの場合は、非常に問題で常識的には、過失のない（かつ、裁決理由中にも過失の言及がない場合）船舶に対しては、賠償請求ができないと考えるべきでしょう。

（注）一、

商法（海商法編）

「衝突による損害の負担」

第七百九十七条船舶が双方ノ船員ノ過失ニ因リテ衝突シタル場合ニ於テ双方ノ過失ノ軽重ヲ判定スルコト能ハサルトキハ其衝突ニ因リテ生ジタル損害ハ各船舶ノ所有者平分シテ之ヲ負担ス

二、なお、座礁、座洲、バルブ操作ミス、船舶の定置漁具損壊等による漁業損害発生事故のような「単船事故」の場合、この項の「共同不法行為」を考慮することなく速やかに請求手続をおこしていくことが肝要です。

四、漁業被害の種類

過去の事例から漁業被害の種類を列挙しますと大体次のような項目があり、各事故にあたって、あてはめてみると参考になるでしょう。

- a 漁獲の減少及び魚価低落による損害
- b 根付資源（貝類、海そう類）の損害
- c 休漁損害（出漁不能損害）
- d 養殖漁業損害（のり、ハマチ養殖など）
- e 漁場喪失による損害（沈船の場合など）
- f 組合手数料減損
- g 防除対策に要した資材等の損害

- h 清掃人件費、用船、車輛等の損害
- i 漁具、漁船等の汚染、損壊の損害
- j 漁業種類転換及び漁場転換による損害
- k 漁獲物の販売不能及び返品による損害
- l 事故処理等に要した会議費等の組合損害

（注）一、大事故の場合、常に問題となるのは、今後発生するかもしれないが、現在損害は顕在化していないときには、原則として賠償請求権は発生しないということ。 「損害の発生」とは、現実

に損害が発生しているか、将来の損害が間違いなく予想され、かつ、その損害額も推定ではあるが、ある程度正確に把握できる場合に限られます。

二、慰籍料請求権

漁業損害（本体損害、防除損害費等、但し人身損害は除く）が発生したとき、大変な迷惑を受けたのだし、精神的にも非常に苦労したというような場合、慰籍料を請求することができるかという問題です。

結論をいえば実務上は、財産権の侵害についてその補償がなされれば、よほどのことがない限りその他の請求（つまり慰籍料請求）はできないと裁判所の判例はいつています。判例によりますと、「財産権の侵害に基づく精神的損害の賠償を求め得るためには、侵害された財産権が、当該被害者にとって、特別主観的、精神的な価値を有し、そのため単に財産的損害の賠償だけではとうてい償いえないほど甚大な精神的苦痛を伴ったものに限る」といつており、通常の漁業損害事件では、ほとんどこの慰籍料は獲得できないと考えるのが適當のようです。

従って、極端な例をいえば父ゆずりの漁船で、極めて精神的なよりどころとなっていた場合の漁船損壊事故などの場合は、

或いは請求できるかもしれません。

五、被害者は組合か組合員か

漁業被害事故が発生した場合、直接に被害を蒙るのは組合ではなく、組合員であることをまず注意する必要があります。

勿論、組合自営の漁業が損害を受けた場合は、その被害者は組合自身になります。が、それ以外の通常の場合は、組合損害として発生するのは歩金、共販による手数料減損と対策会議費等のみということができません。

しかし、現実には組合員、或いは組合の損害として加害船側に請求する例がほとんどです。訴訟等になった場合を除き、今までのやり方を特に変更する必要はないと思えます。(しかし、原則はあくまでも個別損害積上げ方式によります。)

(注) 一、訴訟になった場合は、組合員個人個人の損害を各々に分けて請求する手続を省略するため、「選定当事者制度」(民事訴訟法第四十七条)があります。

しかし、この場合でも組合は本人として原告になるわけではありません。(被害組合員全員よりの委任状の代りに選定書をとることにする。)

二、加害船側との和解書においては、「〇〇組合及び傘下構成組合員」を当事者とする場合が多いようです。

三、補償金の配分は、厳密に言えば組合員の個別の損害を各々算出して、獲得額に応じて配分することになります。

六、P・I保険

① P・I保険の意味

P・I保険とは、船舶の運航に伴って生じる、船舶所有者や運航者の責任を担保する(つまり、その損害の支払いをす

る)保険のことをいいます。東京海上、大正海上等の大保険会社の船舶保険(海上保険とも呼ばれています)は、船体の損害や属具などの損失、損害を担保し、又、積荷については、積荷保険などもあります。が、船舶が海難事故を起こし、漁業者などの第三者に対して与えた損害は担保しません。このように、漁業損害や油濁海面清掃費、港湾設備に与えた損害等、第三者に対する損害をカバーするのが、P・I保険と考えてよろしいでしょう。

P・I保険のPはProtection(防護)ということ、船船所有者の第三者に対する責任を防護して、その損害支払いを担保すること、IはIndemnity(補償、賠償)ということ、積荷の運送人としての運送契約上の賠償責任をカバーすることを示しています。

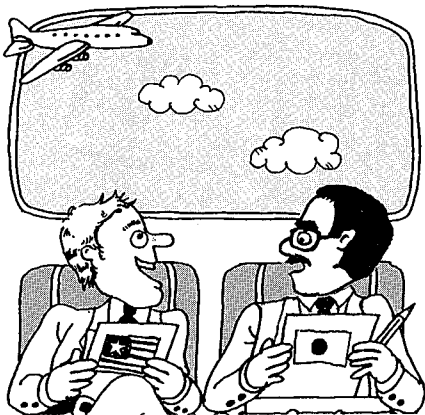
又、P・I保険は、車輛保険や船舶保険などの物体の損害を担保する「物保険」とは異なり、損害賠償責任を担保します。ので、「責任保険」ということができます。

② P・Iクラブ

P・I保険を専門的に行う保険者を通称P・Iクラブといっています。これは、その保険事業の主体が株式会社や、相互会社などの会社組織ではなく、船舶の所有者や、運航者などで構成されている組合組織であるために「クラブ」と呼ばれているのです。つまり、船舶所有者や運航者が、組合を組織し、それぞれがその組合員となって、組合員の船舶が事故を起こして、漁業補償などを支払わなければならないときに、相互に保険しあって、助けあおうとする内容から、「クラブ」の呼び方が通称となっていると考えてよいでしょう。従って、P・I保険会社と

いう呼び方はありません。日本には、「日本船主責任相互保険組合」(通称ジャパンP・I・Aといいますが)という世界でも有数の大P・Iクラブがあります。

③ 漁業補償とP・I保険との関係の実態
漁業被害の発生する事故が起こった場合、漁業者として、まず最初に相手方とするのは、加害船の船長であり(外国船の場合、船舶所有者は普通、日本国内にいないので、船長が船籍港外では、全ての代表権をもっています)、次に船舶所有者ということになります。しかし、結局、最終的に漁業補償の支払いをするのは、P・I保険クラブです。現実の事件の解決処理としては、全てこのP・I保険との交渉によることとなります。具体的にはP・Iクラブが委任した代理人弁護士、或いはサーベイヤーが直接の交渉の相手方となります。形式上は、弁護士、サーベイヤー等は、全て加害船の船



主代理人として行動し、実際上は、P・Iクラブの利害に基づいて行動しているという構図になっていますので注意しておくべきでしょう。又、最終的に結論を出すのは、外国船の場合、外国のP・Iクラブですので、日本の漁業の実態をつかみきれないため、しばしば、多くの時間を要することになるのが現状です。

又、補償金自体も、ドル建、ポンド建で日本に送金されてきますので、この点でも若干の時間を要します。このように、決定権を外国のP・Iクラブの担当者たる外国人がなすため、日本船以外の事故の場合は、これらのP・Iクラブの担当者(これは日本人です)を通じて極力とる必要があるわけです。最近では「ノリ」は「NORI」で通用するようになりましたが、外国では、ノリを食用とする習慣がないために、ノリ損害の実態を理解させるために、大変な苦勞をした経験がありました。現在でも、ナマコ、ワカメや養殖漁業の実態を理解させることが難しい現状が残っているといっても過言ではないでしょう。

これに比し、日本船の事故で、相手が前述したジャパンP・I・Aの場合は、比較的の事件の解決が早いようです。これは、交渉当事者が共に日本人であるということによる習慣の理解を省くことができるからだと思われま。この関係から、外国船の場合は、損害を証明する資料の正確性、合理性が厳しく要求されることがわかると思われます。要するに外国人が見ても損害発生が間違いないものである必要があるわけです。従って、日本の感覚に基づく、迷惑料、見舞金、つかみ要求の金銭などは、多くの場合全く配慮されないこととなります。以上

但馬海域で放流した ヒラメの再捕状況について

近年、全国各地でヒラメ資源の増大を目的とした人工種苗の放流が盛んに行われるようになってきました。但馬海域にも、昭和五十八年から毎年数万尾の種苗が放流されています。また、平成六年度には但馬栽培漁業センターが稼働し、数十万単位の種苗放流が計画されています。しかし、単に放流量が増えるからといって手放しで喜べるものではありません。放流した人工種苗が効率的に天然資源に添加するためには、いつ、どの場所に、

どの程度の数の種苗を放流すれば良いのか、検討しておくことが必要です。

ところで、但馬地区では、先に述べた放流事業に加え、昭和六十年からは県栽培漁業協会の協力のもと人工種苗の標識放流も実施しています。この調査の主な目的は放流した種苗の移動・分散状況を把握するところにあるわけですが、その結果は放流適地の選定のための貴重な資料になるものと考えられます。また、この調査の特徴は毎年ほぼ同時期に放流場

所を変えながら実施しているところにあり、これまでに津居山沖、香住沖、浜坂沖の三箇所放流が行われました。今回は、この三箇所のうち、平成二年、および三年に香住沖で放流したヒラメの再捕状況について紹介します。

放流の概要は表1に示すとおりです。

放流魚には県栽培漁業センターで人工飼育されたものを用いました。また、再捕に関する情報(再捕年月日、場所、漁業種類、再捕されたときのサイズ等)は全て、漁業者の方々からの報告によるものです。

表2は放流後一年以内の月別再捕状況

NOTE 水試

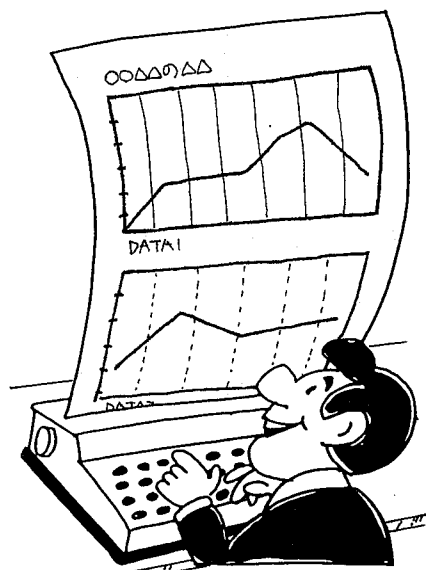


表1 標識放流の概要

放流年月日	平均全長 (mm)	平均体重 (g)	放流尾数	標 識 票
平成2年10月2日	200	69.3	2,987	白色35mmアンカータグ
平成3年10月4日	230	117.3	2,938	緑色35mmアンカータグ

表2 標識放流ヒラメの月別再捕状況

放流年\月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	9<	合計
平成2年	2	3	3	0	0	1	1	2	5	8	12	8	11	56 (1.9)*
平成3年	1	4	26	9	5	3	11	5	11	14	3	5	6	103 (3.5)*

合計欄の()°は、再捕率(%)

表3 府県別漁業種類別再捕状況(平成2、3年放流群)

府県名	地区名	定置網	刺網	釣り	底曳網	その他	不明	計
京都府	—	0	0	1	0	0	0	1
兵庫県	津居山	0	0	0	0	0	0	0
	竹野	10	0	1	1	0	0	12
	柴山	1	14	1	1	0	0	17
	香住	62	8	12	2	1	2	87
	浜坂	8	0	8	0	0	1	17
	小計	81	22	22	4	1	3	133
鳥取県	—	0	0	0	24	0	0	24
島根県	—	1	0	0	0	0	0	1
計		82	22	23	28	1	3	159

を示しています。二カ年とも放流直後から再捕されているのが判ります。また、平成二年放流群についてはこれまでで五十六尾が再捕されていますが、放流後一年以上を経過して再捕されたものは十一個体に過ぎません。同じように、平成三年放流群では百三尾の再捕報告例がありました。一年以上を経過して再捕されたのは六例だけです。この原因は現時点で明らかではありませんが、放流後一年以上を経過すると標識票が脱落したり、魚体内へ埋没してしまっているのかも知れません。

表3には府県別漁業種類別の再捕状況を示しました。この表から、兵庫県内の報告例が他府県と比較して圧倒的に多いことが判ります。しかも、その報告例の六割以上が定置網で再捕されたものです。兵庫県に次いで再捕された個体は全て底曳網に入網したものです。また、遠くは、島根県にまで移動している個体も確認されました。

さて、放流したヒラメはどのような移動を示すのでしょうか。図1に放流地点からの移動距離と再捕時の全長の関係を

示しました。この図から、放流したヒラメは東西両方向に移動しているものの、その多くは放流地点から半径三十km以内に留まっていることが判ります。このことから、放流したヒラメは放流場所近くの海域に残存する割合が高いのではないかと推察されます。しかし、西方向の移動に限ってみると、その距離が四十kmを越える個体も認められることから、放流場所の選定にあたってはこのような特性を十分考慮にいれておく必要があると思われれます。

以上で香住沖で放流したヒラメの再捕

状況の紹介を終わりますが、平成四年に実施した浜坂沖での再捕報告も試験研究室に集まりつつありますので、おりをみて紹介したいと考えています。また、この標識放流調査の一連の結果が、但馬栽培漁業センターで生産される人工種苗の放流に有効に活用されることを期待します。

最後に、標識放流にご協力頂いた但馬地区栽培推進協議会の方々、並びに再捕報告を頂いた漁業者の方々に感謝いたします。

(但馬水産事務所試験研究室 岡本)

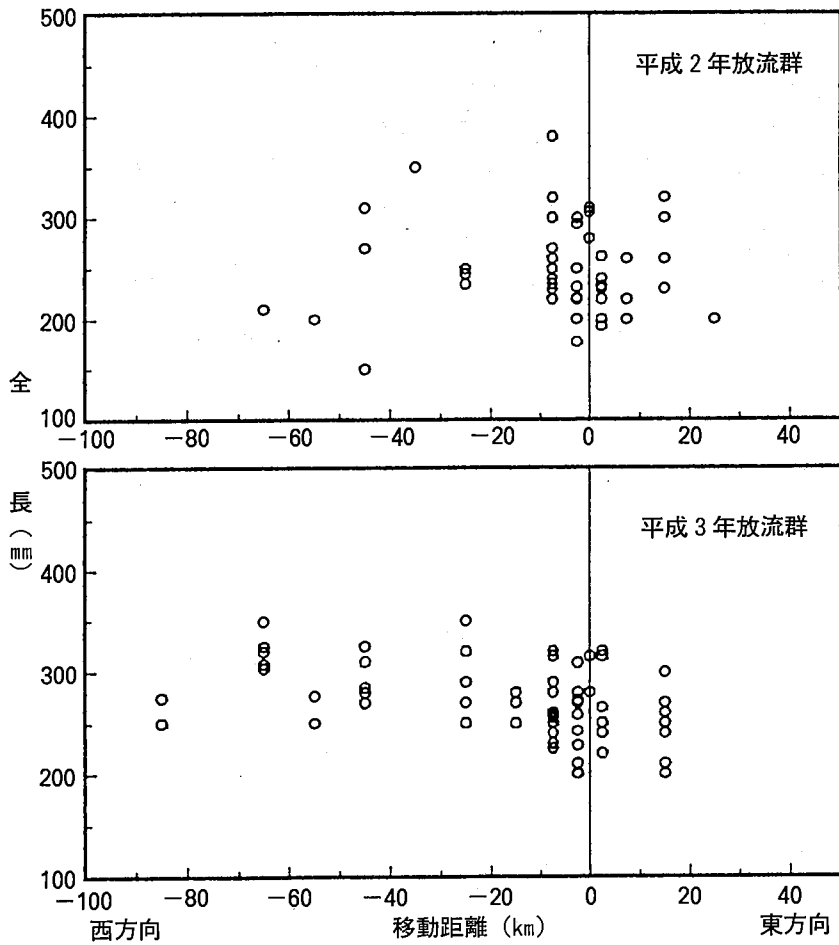


図1 移動距離と再捕時の全長の関係

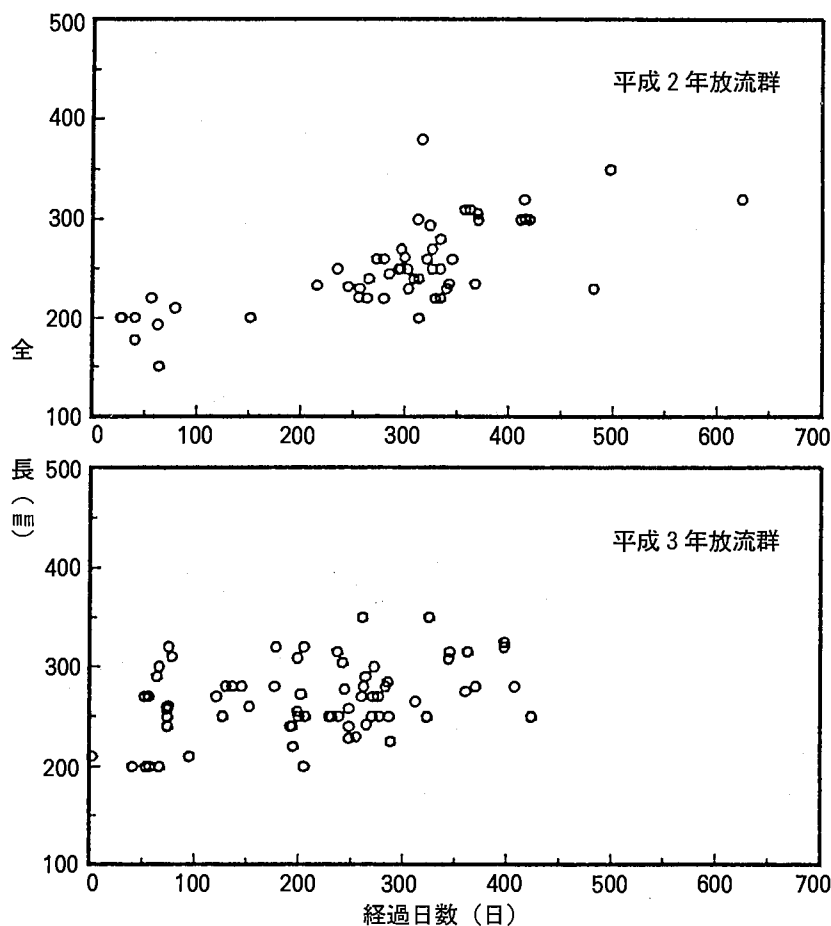


図2 放流後の経過日数と全長の関係

第4回全国漁業協同組合大会

碧い海を大切に 今こそ漁業・漁協の活性化を



平成四年十一月二十日、第四回全国漁業協同組合大会（全漁連主催）が東京・日比谷公会堂で開催され、全国から漁協関係者約二千人が結集し、一九九三年度から向こう三年間の漁協システム全体の運動方針と政策課題への取組みなど基本方向を決定しました。

今大会は、第一部の式典と第二部の大会議事とに分けて構成され、第一部の式典は、日高全漁連副会長の開会の辞で幕を開け、冒頭、漁協系統関係物故者に参加者全員で黙とうを捧げた後、池尻大会運営委員長（全漁連会長）が今後の我が国漁業展開の方向について、第一に、「海の上の協同運動」である資源管理型漁業への再構築を進めていかなければならない。第二に、消費者の視点に立った水産物の供給体制を確立し、新鮮・良質な食品を安定的に供給していくこと。第三に、漁業が海の環境を守る産業であることを強くアピールし、国民的コンセンサスの中で、漁協がこの面で主体的な役割を果たすことが重要であると強調し、「情勢が変化する中で漁業の再構築を図っていくためには、運動の中核となる漁協の組織、経営基盤の強化を図っていくことが急務である。漁協システムは将来を展望し、『協同意識の高揚』を基本に、広域漁協への段階的再編など組織・事業体制を見直し、組合員の期待と信頼に応える漁協づくりを実現していかなければならない」とあいさつした。続いて、来賓を代表して宮沢内閣総理大臣（代読）、田名部農林水産大臣、堀内全国農協中央会長、高村日本生協連会長、

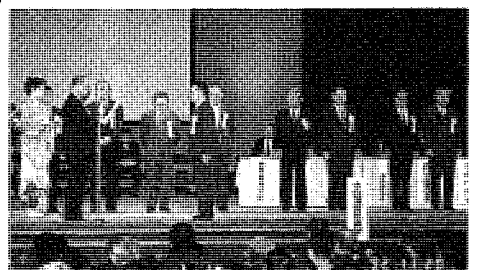
●三つの基本テーマ

基本テーマ 1 資源管理型漁業の推進	競争から共存・共栄へ、「海の上の協同運動」を津々浦々の漁村で展開し、組合員の経営と生活の向上を図る。 ◎重点目標 (1)「漁業管理組織」の設置による資源管理の実践 (2)密漁防止運動の推進	【実践課題】 (1)「漁業管理組織」の設置による資源管理の実践 ①「漁業管理組織」の設置 ②資源管理協定制度の活用 ③「つくり育てる漁業」の拡充強化 (2)密漁防止運動の推進
基本テーマ 2 漁場環境の保全と豊かな漁村づくりの推進	「海の環境を守り漁村の活性化を進める運動」を広範囲に展開し、住みよい漁村をさすく。 ◎重点目標 (1)合成洗剤追放運動等地域ぐるみの環境保全活動の推進 (2)海レク・リゾート開発等への対応 (3)人と魚を休ませ、漁村の福祉・文化活動を推進する運動	【実践課題】 (1)合成洗剤追放運動等地域ぐるみの環境保全活動の推進 ①合成洗剤追放運動・石けん使用運動 ②「海と渚の環境美化運動」への積極的参加 ③環境保全のための植樹活動等の推進 ④「協同組合環境行動計画」の推進 (2)海レク・リゾート開発等への対応 (3)人と魚を休ませ、漁村の福祉・文化活動を推進する運動
基本テーマ 3 時代の変化に対応し、自立できる漁協づくりの推進	「漁協の組織・運営・事業を強化する運動」を推進し、組合員の期待と信頼に応える漁協づくりを実現する。 ◎重点目標 (1)広域漁協への段階的再編 ①漁協合併と事業提携・事業統合の促進 ②「総合対策事業」の推進 ③漁協の経営・管理体制の強化 (2)漁協運営の活性化 ①青年・婦人参加型の漁協運営の実現 ②内外協同組合等との交流促進 ③漁協職員の人材確保と養成 (3)漁協事業の強化	【実践課題】 (1)広域漁協への段階的再編・事業統合の促進 ①漁協合併と事業提携・事業統合の促進 ②「総合対策事業」の推進 ③漁協の経営・管理体制の強化 (2)漁協運営の活性化 ①青年・婦人参加型の漁協運営の実現 ②内外協同組合等との交流促進 ③漁協職員の人材確保と養成 (3)漁協事業の強化

「海の上の協同運動」である資源管理型漁業への再構築を進めていかなければならない。第二に、消費者の視点に立った水産物の供給体制を確立し、新鮮・良質な食品を安定的に供給していくこと。第三に、漁業が海の環境を守る産業であることを強くアピールし、国民的コンセンサスの中で、漁協がこの面で主体的な役割を果たすことが重要であると強調し、「情勢が変化する中で漁業の再構築を図っていくためには、運動の中核となる漁協の組織、経営基盤の強化を図っていくことが急務である。漁協システムは将来を展望し、『協同意識の高揚』を基本に、広域漁協への段階的再編など組織・事業体制を見直し、組合員の期待と信頼に応える漁協づくりを実現していかなければならない」とあいさつした。続いて、来賓を代表して宮沢内閣総理大臣（代読）、田名部農林水産大臣、堀内全国農協中央会長、高村日本生協連会長、

第二部の大会議事では、議長団を選出して議事に入り、まず、関谷全漁連専務が第一号議案「九〇〇九二漁協運動方針の実践状況」の報告を行い、続いて、菅原全漁連専務より第二号議案の一九九三年度から向こう三年間の漁協の運動方針（案）のねらい、重点目標と実践課題、推進方法、運動方針の背景、漁協運動を進めるための政策課題の説明が行われ、これに対して漁協組合長、漁協婦人部、漁協青壮年部の団体代表七名から力強く

受賞する炭谷・明石浦漁協長（右から4番目）



角道農林中金理事長がそれぞれ祝辞を述べた後引き続き行われた優良漁協表彰式では、本県から明石浦漁協が水産庁長官賞及び全漁連会長賞を受賞しまし

意見表明が行われた後、運動方針の採択を全員に諮り満場一致で原案どおり採択されました。引続いて、鹿児島県西之表市深田組合長から第三号議案の「組織強化に関する特別決議」が朗読提案され満場一致で採択されました。こうして採択された今大会の運動方針は、「碧い海を大切に、今こそ漁業・漁協の活性化を」を合言葉に①競争から共存・共栄へ「海の上の協同運動」としての資源管理型漁業の推進②海の環境を守り漁村の活性化を進める運動として、漁場環境の保全と豊かな海づくりの推進③漁協の組織・運営・事業を強化する運動として、時代の変化に対応し、自立できる漁協づくりの推進の三つを基本テーマに掲げ、このテーマのもとに中期的重点目標と実践課題（別掲）を提起しています。最後に植村全漁連副会長の閉会の辞で大会の幕が閉じました。なお、本県からは、酒部県漁連会長をはじめ、漁協組合長、系統団体常勤役員など四十四人が参加しました。

TOPICS



オープニングセレモニーでのテープカット

消費者の食生活において、健康・グルメ・簡便化志向などが多様化しております。そこで、日本型食生活の中で、今、注目されている魚食の必要性をよりアピールしようと、県漁連では去る一月七日（日）、神戸ハーバーランドのスペースシアターで地域水産物新規販路開拓推進事業のひとつとして、『のりノリうおウオフェア』（協賛：兵庫県海苔問屋協同組合、後援：神戸市）を行いました。

当日は、全国一、二位の生産を誇示するヘルシーで栄養価の高いノリや日本海を含む県

**のりノリうおウオフェア
を神戸ハーバーランド
で開く
県漁連主催**

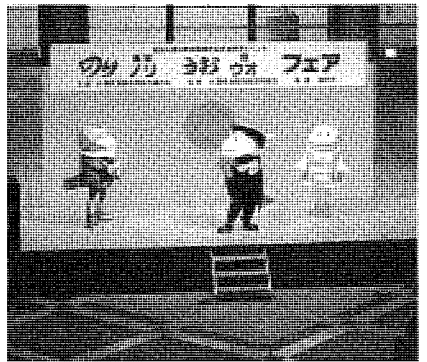
また、「巻きずしの丸かじり競争」では男性組、女性組、大人子供混合組の競争を三組で行い、混合組のときには山口鉄平君（神戸市立成徳小四）が大人用の巻きずし一本半の三分の一の長さをタイム一分二十二秒で食べきり見事優勝、賞品のノリ百五十枚を獲得。

「のり絵巻ずし（巻きずしを切ると可愛いお花が咲く）講座」には、お惣菜プロデューサーの鷹野先生をお招きし、一般来場者の方を参加対象として、講座を開きました。また、時間差でステージ横で同先生の料理教室も行

内ではとれる魚を一般の消費者の方に紹介するなど多様なイベントで花を咲かせ、場内を盛り上げることができました。その模様をご紹介します。

まず、主催者である酒部・県漁連会長が挨拶を述べた後、酒部会長ほか四名（高橋・県水産課長、平尾・神戸市農政局主幹、長濱・神戸市消費者協会会長、松谷・海苔問屋協理事長）の方々によりテープカットが行われました。

メインステージには、ぬいぐるみショーの「日本おさかな物語」が演じられ、おさかな博士、おさかなボーイ、おさかなガールが登場して、魚の獲り方や新鮮でおいしい魚の見分け方、また魚の栄養などについての楽しいお話が一杯あり、場内の子供たちに大変人気がありました。



ぬいぐるみショー
「日本おさかな物語」



回りを気にして食べている様子
（丸かじり競争）

いしましたが、参加制限をしなければならぬほどの好評ぶり、中には女性顔負けの手さばきの男性参加者もいらっしゃいました。

次に場内では、おさかな博士が出すお魚に関する面白い問題を、〇×で答えるクイズゲーム「おもしろお魚〇×セミナー」が、参加者全員にもれなくノリを進呈することもあって多くの方に参加していただきました。「こんな簡単な問題」とか、「この問題は難しいな」とか色々声が上がりました。因みに「こずっていた問題を一問あげますと、「日本人は魚を昔から食べていますが、古墳時代からでしょうか、もっと古い縄文時代からでしょうか？」（答：縄文時代の遺跡からイワシの骨が発見された）

この他、ノリや、お魚の塩干物などの「廉売コーナー」を設け、市価より三割ぐらい安いこともあってか、特に県漁連自家製の焼きあなごなどが飛ぶように売れました。

会場のお知らせとしてはスタッフが来場者の皆さんに「みんなの願い・きれいな川、美しい浜辺、青い海を実現するため力を合わせよう」と呼びかけ海の羽根募金に協力して頂きました。

このようにして、今回の「のりノリうおウオフェア」は数多くの皆様に参加して頂き、兵庫県の漁業を知っていただくという所期の目的を果たすことができました。

漁海況情報

兵庫県立水産試験場

海況

概況 播磨灘中層水の水温は、先月に比べて平均5℃低下したが、依然として平年より1℃以上も高い分布となっている。塩分は昨年十月から高めに推移しているが、先月からの上昇は緩やかで、ほぼ平年並の値に近づいた。播磨灘全域でプランクトンの発生量が少なく、北部沿岸では先月に比べ透明度が高くなっている。小型珪藻の発生量が顕著でないことから、栄養塩濃度は先月に比べ更に高くなり、平年を上回る値となっている。ただし灘全域に大型珪藻の発生が認められ、今後増殖する可能性もある。

水温 播磨灘10m層におけるこの一カ月の水温低下は5.0℃とほぼ平年並であったが、平均水温は平年値を1.3℃も上回っている。

透明度 北部沿岸では先月に比べプランクトン発生量が少ないため、若干上昇したが、南西部海域ではプランクトン発生量が少ないにもかかわらず低下が見られ、微小な粒子の存在が示唆される。

プランクトン 北部沿岸にタラシオシラヤキートセロス等の小型珪藻が、灘全域に大型珪藻コシノディスカスが見られるが、その発生量は少ない。まだ渦鞭毛藻類もほとんど見られない。

栄養塩 窒素およびリン濃度は明石海峡部から播磨灘中央部、南部にかけて高い値を示している。また硫酸濃度も灘全域でかなり高い値となっているが、今後大型珪藻等の増殖により急激に減少すると思われる。

漁況

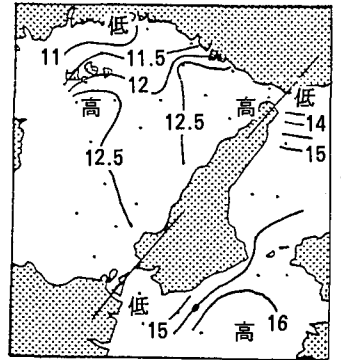
小型底曳網 明石海峡周辺を主漁場とする小型底曳網(ちん漕)では、サルエビ、メイタガレイ、マダコ、イダコなどが主に漁獲されている。イダコの漁獲が順調であり、依然マダコの漁獲もみられるが、メイタガレイの漁獲が低調である。

一方、板曳網ではアナゴ、キス、マダコなどが主に漁獲されている。

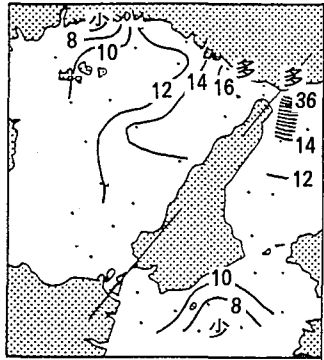
一本釣・曳縄釣 明石海峡及びその周辺海域では、タチウオ、サワラ、カサゴなどが主に漁獲されている。今月に入ってもタチウオの漁獲は安定しているが、サワラ、サゴシの漁獲が少ない。一方、紀伊水道北部や大阪湾ではアジ、タチウオなどが主に漁獲されている。

船曳網 今年のシラス漁は大阪湾、播磨灘とも十二月の中旬に秋漁が終了した。春漁と同様に、秋漁も低調に推移したが、これは内海発生群の減少が要因の一つではないかと考えられる。

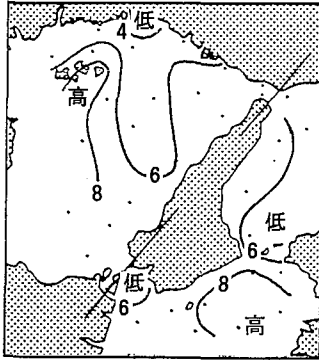
水温(表層水、℃)



窒素濃度(表層水、μg B/l)



透明度(m)



水温、窒素濃度および透明度の水平分布(大阪湾および紀伊水道のデータは平成4年12月21日調査分)

海区漁業調整委員会だより

一月十八、十九日

兵庫県瀬戸内海々区漁業調整委員会委員研修会を美方郡温泉町及び浜坂町で実施
第十五期委員の自主的な泊研修を温泉町で行い、翌日は浜坂町漁協を訪問し組合併や但馬海区の諸問題につき組合長から説明を受けた。

一、海外における海面利用について
大島委員からスライドでオーストラリア北部のトレス諸島における島民と漁業の関わりにつき説明があり、特に島民総意による海面の利用と資源管理の在り方が話題になった。

二、漁家の生活構造について
衣畑委員から家島及び坊勢地区の漁家の生活構造とその実態についての調査報告があり、種々、意見交換がなされ、今後も漁業生産構造の変化による生活構造の継続調査を必要とする意見も出た。

三、その他協議事項
(一) 区画漁業権一斉切替えに関するノリ養殖業の漁業時期について、現行より始期を十日早く終期も五日早める原案を了承する。
(二) 漁場計画諮問委員会は三月一日を予定。
一月二十七日

第三百六十八回但馬海区漁業調整委員会を但馬水産事務所会議室で開催
一、中型まき網漁業の許認可取扱方針について(諮問)
許可の有効期間満了に伴うもので、審議の結果、原案どおりで差支えない旨答申することに決定されました。

二、兵庫県漁場利用調整但馬地区協議会について
十二月十八日開催された但馬地区協議会の概要について、事務局から報告がなされました。

平成5年度 育英生を募集中

財団法人 兵庫県水産振興基金

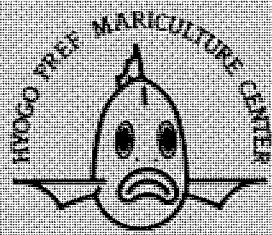
(財) 兵庫県水産振興基金では、平成5年度の奨学育英生を募集中です。この制度は、県下漁協等の組合員若しくは職員又はその子弟及び遺族であって、高校、大学等に在学する者(四月以降の入学予定者を含む)に対し、無利子で育英資金を貸与し、漁村の発展と振興に貢献しているものです。

貸与金月額は次表のとおりで、今年度の申込希望受付期限は三月末日(申込書類受付期間は、四月一日から四月末日まで)となっています。貸与を希望される方は、所属組合を通じてお申し込みください。

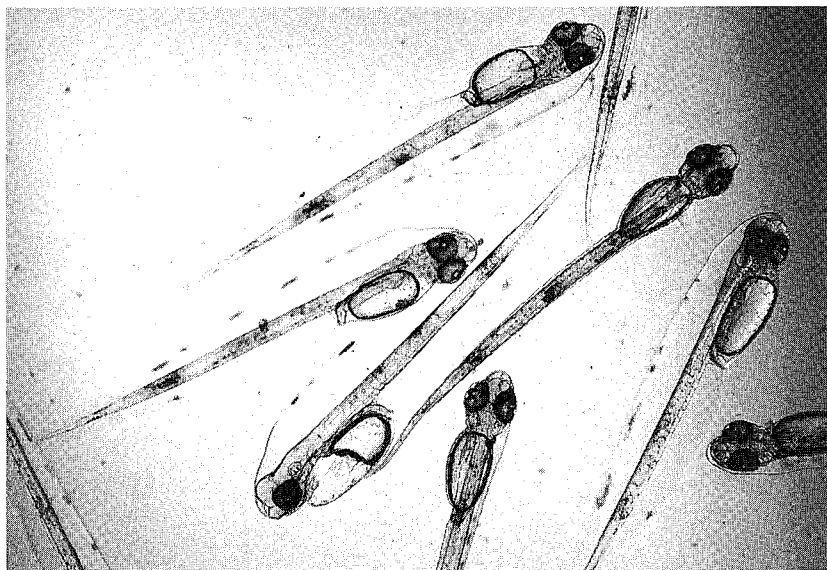
育英資金貸与額

区分	貸与額
一般高校生(通学・寄宿)	月額 15,000円
水産高校生	通学生 月額 20,000円
	寄宿生 月額 25,000円
大学生(通学・寄宿)	月額 25,000円

詳しくは、各漁協等の事務所又は(財)兵庫県水産振興基金(電話 〇七八一六八 一三七八九)までお問い合わせください。
◎募集人数 十名程度



栽培漁業センターです 53



北西風が強く吹く季節となり、栽培漁業センターの地先水温は十一℃と冷え込んできた。

マダイ・ヒラメの親魚を屋外水槽から屋内水槽に移槽し、冬仕度を整えている。マダイは八℃以下になると摂餌も止まり、時には死んでしまうものもでてくる。天然では水温が低くなると、暖かい場所へ移動してしまうが、水槽内で飼育されていると逃げ出すこともできず、飼育水を少し加温して越冬させてやる。

また、ヒラメの親魚は飼育水の加温と電照によって早期採卵を試み、三月上旬に種苗生産をスタートさせるために準備を行っている。マコガレイの種苗生産事業は一月六日より開始した。マコガレイの採卵は人工受精によって行う。十二月二十九日に全長三十六cmの雌の親魚から百十一万粒の薄黄色の卵を乾いた容器に絞りだし、これに雄の乳白色の精子を卵上に媒

精し、よくかき混ぜてやる。このようにして得られた受精卵を十日間卵管理（無加温）すると、全長約四mmの仔魚がふ化する。（写真）

透明な体色の所々に黒い斑点模様が付いているふ化仔魚を二十五klの飼育水槽（水温十四℃にセット）に六十万尾飼育している。ふ化直後は大きな卵黄を呼吸して成長し、その後、口が開きだしてから動物プランクトンのシオミズツボムシ・アルテミアと順々に大きな餌料を与えていく。三月上旬には全長二十mmに成長し、配布できる予定である。

一方、メイタガレイの種苗生産試験は試験区ごとに飼育水温を変化させて十二月八日より飼育を開始した。現在、全長十mmに成長した約三万尾程の稚魚が水槽内とところせましと、元気に泳ぎ回っている。

（兵裁協 吉岡）

普及員だより

漁協婦人部海産物の産地直売に踏み出して

南淡町の南淡漁協婦人部は、船曳網、刺網など夫婦で沖へ出て漁業をしています。沖と言っても沼島までの近海での仕事であり、漁場には大変恵まれています。

部員数三十名ですが地区内には海水浴場や水仙郷があり、観光海岸としての地の利を生かし、数年前から新たな活動として、夏は海水浴場管理と売店経営、冬は魚の青空市に取り組んでいます。

まず海水浴場ですが、昭和六十年阿万海岸の整備と共に、婦人部が町から委託を受け、七、八月浜の管理をすることにになり、それに呼応し婦人部で売店経営に乗り出しました。

今では、海水浴場としての整備も充実できたので、売店も阿万海岸ならではの特徴を出そうと飲み物をはじめ牛乳・海産物・たまねぎなどの特産物を販売するようになりました。

次に魚の青空市ですが、灘地区では、毎年一月から二月にかけて水仙まつりが行われ、日曜日には多くの人々が漁場前を通過します。そこで売店経営の経験を生かし、冬場も婦人部で魚の加工品などを販売しようと言っことになりました。そして、先進地視察や加工品の試作研究を重ね、平成二年から水仙まつり期間中の日曜日毎に婦人部員が手分けして販売品をつくり、青空市を開設しています。

南淡漁協の魚のPRや魚の姿を残しながら、手づくりで味のよいものを食べてもらおうと、販売用の加工品は、十二月から作業を開始、沖の休みや漁場の仕事の合間を見て、一夜干し、みりん干しなどをつくり、婦人部で持ち寄り、同じ品質のものを袋に詰め、一袋五百円程度で直売しています。

販売するからには、毎年同じものでは力が入りません。料理教室などで研究しながら新製品づくりに努力しています。お客さんからは好評で毎年楽しみにしているようですが、漁場では、毎年、魚のとれる量が少ないので心配している様です。

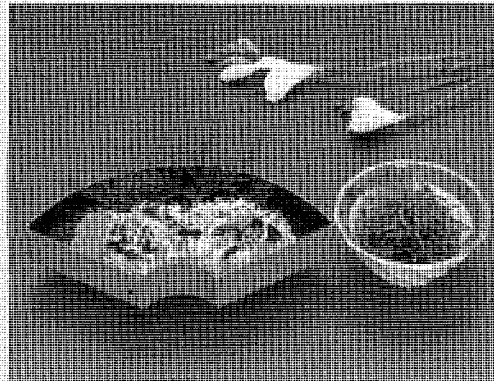
（南淡路農業改良普及所 宮本）

◆材料◆ (4人分)

米	カップ3
塩わかめ	50g
チリメンジャコ	40g
人参	100g
サラダ油	

いかなご	150g
つわぶき	1kg
醤油(濃口)	カップ2 1/2
砂糖	150g
みりん	カップ1
水	カップ2 1/2
酢	少々

●わかめ御飯と
いかなご・つわぶきの佃煮●



渡野清津協婦人部・渡瀬協婦人部アイデア料理

旬の美味しい話 ④

◆作り方◆

- ①つわぶきは、熱湯にかけ皮をむいて一夜水にさらして、半日天目干しにする。
- ②干したつわぶき一ネログラムといかなごに調味料を加え、強火で一時間程煮た後、中火にして二十分程度煮含める。
- ③わかめは、塩出ししてみじん切りにし、人参もみじん切りにする。
- ④フライパンに油を熱し、わかめ・人参を炒め、チリメンジャコを加えて炒め調味料で味をつける。
- ⑤炊きたての御飯に④の具を入れて混ぜる。



兵庫JCC通信
今、農協・生協では



コープバッグを
入れ方の工夫で長持ちさせる

コープこうべでは、環境問題への関心の高まりとともに、ポリエチレン製の買い物袋(コープバッグ)を再利用する組合員が増えています。しかし、この買い物袋も、破れてしまったりは再利用が難しくなります。

同生協が行った、新しい袋での破れの発生状況についての調査では、四十四日間で「くらのモニター」百三十一人のうち二十人から破れが報告されました。十五、三%の発生率です。

このため、コープこうべの生活文化・福祉部・生活研究活動では「くらのモニター」の協力で「破れ」の発生状況などをテストし、その結果をもとに長持ちさせる使い方を提案(次の三つ)しています。

- ①袋を大きく開いて、しっかりと立て、四隅から順に詰めるように入れる。
- ②無造作に詰め込まずに、容器の角が硬く、鋭利なものは他の商品の内側に入れる。
- ③ぎゅうぎゅう詰めにする

健康・食料テーマに
おにぎりセミナー開く



日常の食生活が大切、と話す

バーバラ寺岡さん

身自
身のせ
んそく
や十二
指腸か
いよう
などを
治し、
また多
くの人の

肩のこらない講演を聞きながら食べ物や農業について理解を深めてもらおうと、J.A兵庫中央会は十一月三十日、「われらごはん族、第六回おにぎりセミナー」を加古川市民会館で開き約六百人が参加しました。

セミナーではまず、風土&フードディレクターのバーバラ寺岡さんが「汚染時代の健康法」と題して講演。バーバラさんは、独特の健康法で

たちの難病を完治させてきた経験を熱っぽく語りました。

続いて「二十一世紀を迎えるにあたって、経済成長と地球環境」と題して、テレビ朝日ニュースキャスターの若林正人さんが講演。東京銀行時代の海外勤務経験をもとに、稲作民族と狩猟民族の生活習慣の違いから、日本と欧州の文化、社会、経済、価値観の違いをユーモアを交えながら話しました。

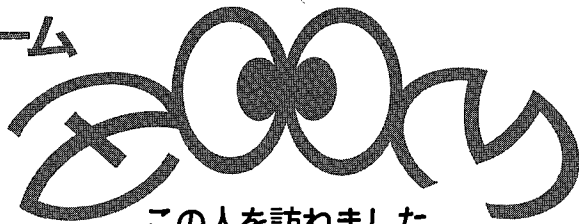
また若林さんは、現在日本の衣食住は豊かだが、本当の豊かさを見直すとき、農業や自然を大事にするところが大切だーとしたりうえで、「二十一世紀には食料不足になり、いくらお金を出しても食料を買えない時代がくる。だからこそ、農業・農村は守っていかねければならない」と強調しました。



破れやすいので、たくさん買い物をするときは袋を余分に持参する。一方、同生協・環境問題研究会の「買い物袋使用テスト」(写真)では、「重くなると手に食い込むことを除けば、軽い、かさばらない、濡れても破れない、強度があると、利点の多い今のコープバッグは買い物袋としては最適」と評価されています。

コープバッグは石油を原料とするナフサからつくられていますので、資源を守るためにも、何度も買い物袋として利用してもらおうことをお願いしています。また、そのためには、上手に使って長持ちさせてほしいと願っています。

ズーム

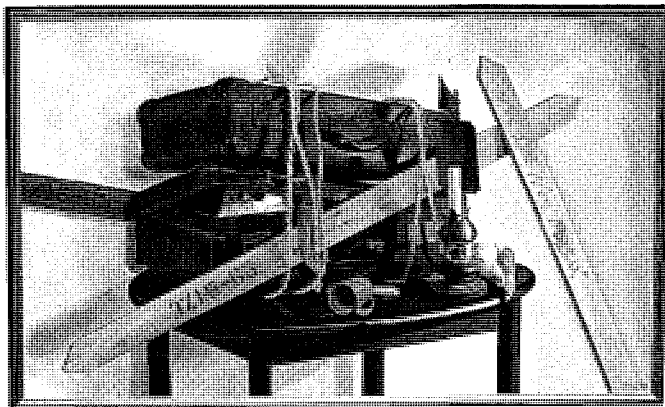
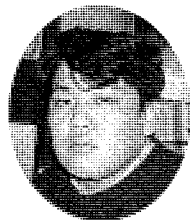


この人を訪ねました

津名郡東浦町
仮屋漁協所属組合員

堀江 浩治さん

(23歳)



入選作の「3 Z15-G3 絶望は恐れを知らず」100号机の上に革製のトランクを置き、その中にかい骨を、その前後に木片を配した構図。

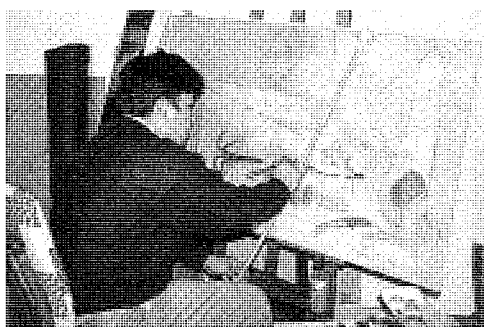
『絵の道10年』～二紀展初入選～

自分の好きなことに精一杯、費やすことが出来たら...と思う人は多いでしょう。人にはそれぞれ趣味というものがありませんが、今回は漁師をしながら油絵を描いている仮屋漁協所属組合員の堀江浩治さん(淡路島・東浦町)を訪ねてみました。

堀江さんは中学のクラブ活動で静物画の油絵を描き始めてから十年になるといいます。本格的に取り組んだのは高校二年の時。「テレビ番組で、写実的で光を巧みに描いたイタリア十七世紀の画家カラヴァッジオの絵をみて衝撃を受けたのがきっかけになり、自分の描いた絵も人々に衝撃を与えられればと思った。」といいます。

高校卒業後には、美術系の大学に進学を希望。しかし、親父から「絵を描くだけでは生活出来ない。一緒に漁業をやろう」と説得されて、アトリエを作る条件で漁師になったといっています。「今思えば絵を描く時間がある程度自由になる漁業を選んでよかった。サラリーマンで絵を描いていた親友が数人いたが、仕事に追われ絵を描くのを諦めた人がほとんどで、今の生活を続けながら一生絵を描いていきたい。」と筆を動かしながら語っていました。

現在、堀江さんは親父さんと一緒に底びき網漁業に励み、土曜日の休漁日以外晴の日は早朝三時半に出港。夕方までの漁を終えてから、帰宅後寝るまでの二、三時間はキャンパスに向かう毎日。「出品期限が迫って絵が完成しないときは、漁をしれば休むこともあり、親父には迷惑をかけている。」と苦笑い。アトリエの壁や床にはこれまでに手掛けた作品が所狭しと並べているが、本人が気に入っている作品は二、三点で、その作品でも納



得出来ない部分は数箇所あるという。その堀江さんが、昨年十月十六日、東京都美術館(台東区)で開催のあった第四十六回二紀展に初入選。平成三年十一月開催の地元・洲本市展において最優秀賞を受賞したのを足掛かりに全国レベルのコンクールに初挑戦し、全国各地からの約三千人の応募者のうち初入選した六十二

人の一人となりました。

このとき、三点を出品し、入選作の題は「3 Z15-G3 絶望は恐れを知らず」で百号の大作もの。「粗削りで自分では納得できず、出品にどうしようかなあ」とためらった作品とか。「自信作は別の作品だったので、この作品が入選するとは思ってもみなかった。」といいながらすこし照れ笑いをしていました。

「早く一人前の漁師になり、漁業者の目で見、感じたものを絵に反映して、人々に自分の描いた絵が何かを感じてもらえる作品にしたい。また、二紀展は一般、同人、会員、委員の四部門あり、今回は一般の部門での入選で、同人になるためには最低八回の入選をしなければ同人になるための審査が受けられず、一つの通過点でこれだから本場の挑戦です。」と、堀江さんは新たな意欲を燃やしていました。

Marinet

料金が断然安い!

船に/車に/携帯に!

マリネットフォン

Maypa

通話料金は
船舶電話の
約 **1/3**

操業をより安全に/情報交換をより正確に!

マリネットフォンは多彩な機能で操業をバックアップします。

- 海の110番が利用できます
- グループ通話が可能です
- 無線従事者の配置が不要
- 全国のNTT加入電話と通話ができます

ハイパワータイプは、市販のコードレス電話やファクシミリ等と接続できます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

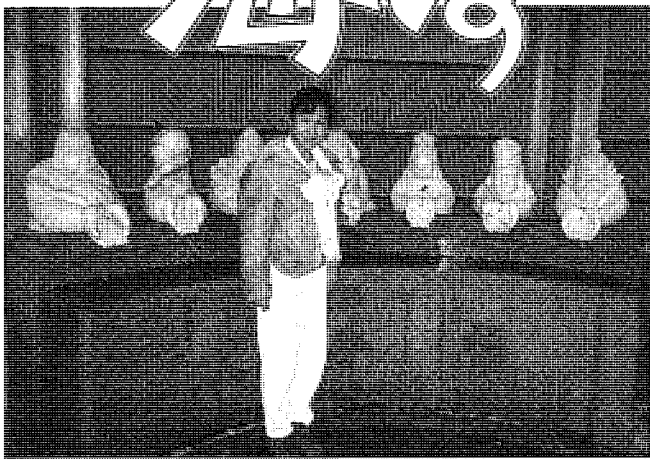
関西マリネット株式会社

本社：神戸市中央区港島中町6丁目9番1 神戸国際交流会館7F 〒650
大阪営業所：大阪市北区中之島3-6-32 ダイビル3F 〒530

お問い合わせ・お申し込み ☎0120-303-245 までお気軽にどうぞ。

●サンテレビの

あみ海です



八淨寺・七福神の福手水の前で
リポートする齊藤律江

Ritsue Saito



豆神事
弁天さんの衣装を贈ら
りポーター

'93.1月24日放送
(第800回)

ロケだより

～こいつは春から
淡路七福神めぐり
縁起がよいわい～

昭和五十二年にスタートした「こち
ら海です」もこの一月二十四日で何と
八百回の長寿番組に育ちました。これ
も取材にいつも御協力下さる皆様のお
蔭と紙面を借りましてスタッフ一同、
御礼と感謝をお伝えさせて頂くととも
に今後とも色々とお意見を反映させて
頂きながら頑張りますのでどうぞよろ
しくお願ひ申し上げます。

今回は初春と云うことで、今年一年も
視聴者の皆々と「福」を分かちあえ
らとお目出たい「淡路七福神めぐり」
に出掛けました。

淡路島は古くに及ぼす「国生みの島」
日本(秋津島)発祥の伝説の島。古
くから神社仏閣も多く、古くより七福神
霊場の信仰も伝わっている所から「宝
船」になぞらえられる島です。

我々は東から南へそしてグルッと西
へまわるコースをとりました。島は寒
の前と云うのに路地には金せん花、菜
の花も咲く早春の装いでした。初日は
雨が間断なく降る寒い一日、でもお蔭
が外を取材する時は雨が止むと云うツ
キにも恵まれ一番目は津名町の八淨寺
へ…。

八淨寺は「大黒さん」のお寺。大黒
さんの持つておられる「打ちでの小
槌」は、「怠け心」や「よこしまな
心」「弱い心」「邪悪な心」を打ち振
つて人の迷いを晴らしてくれと云う小
槌です。お天気がもうひとつと云うの
にお参りの人が引きも切らず。ユーモ
アたっぷりの御住職のお説法に楽しそ
うに聞き入っていました。

ここでは筋分に行くと云う「豆神
事」を特にして頂き参拝の方予期せぬ
サービスに大喜びで、とても幸せを
頂きました。豆神事を行う七福神で唯
一の女性、弁天様にリポーターは早が
わり、それは楽しい豆神事となったの
です。

次は同じ津名町の「宝生寺」寿老人
のお寺です。この寿老人は黒鹿を伴
うかわりに桃の実を持っておられます。
桃は若さのシンボル、「西遊記」では
孫悟空も桃の実で元氣を取り戻したと

書かれています。一度渡ると十年長生
きると云う「長寿橋」は人の波がひ
きもきらず…お参りのあとのどの人の
顔も本当にイイ顔。ここで南淡町まで
下り一泊。

あくる日は早朝より三番目の「勇
氣の神様」を祭る三原町の「覚住寺」へ。
淡路でも最古の寺院のひとつに数えら
れる覚住寺では「何事も勇氣を持って
対処できること」健康(健康は歩く
ことから)を願ひ、南淡町へ…太平洋
に面した灘の水仙境は斜面いっぱい
のチョコ水が遠くまで香る程に咲き
みだれ、越冬に飛来した鶺鴒の姿などに暖
かい土地柄を感じました。釣り上げ
し鯛を宝とだきかえ、笑う恵比酒
は「福徳の神」

恵美酒さんの万福寺へ。恵美酒さん
とそっくりの御住職の説法に御利益は
自分の心の持ち方の問題と云う。いい
お話を伺いました。

南淡町のもうひとつの七福神を祭る
お寺が五番目にたずねた「護国寺」で
す。護国寺は、「布袋さん」「七福神の
中で唯一実在の人物「布袋和尚」がそ
の人です。ニコニコと笑うお姿に顔も
心もいつもニコニコが大切を教えられ
ました。

六番目は健康の町、播磨灘に面した
五色町の長村寺です。良いことと分
かかっていても中々実行できない人の
常々をさとされている「福縁寿さん」
のお寺。

最後に七番目、一宮町の「智禪寺」。唯
一の女性の神さま、弁天様を祭ってい
ます。弁天は音楽の神様です。いい
音楽も人間関係も調和が大事。「和
音」を大切に教えて下さいました。

七福神めぐりはどこもかしこも
「福」を願う人で一杯。日頃雑事に追
われ忘れがちで、人の心に大切なもの
を思い出させてくれるいい機会でした。
初春にあたり皆様と「福」を分か
ちあえる様…。

次回、平成五年二月二十一日放送は、
但馬に伝わる平家伝説をリポートしま
す。